



一宮駅周辺は自転車等の 放置禁止区域です

「一宮市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき
放置禁止区域内に放置された
自転車等は**即日撤去**します。

撤去した自転車等を
返還するときは
撤去保管費用が必要です

放置とは：自転車等が自転車等駐車場その他の適切な場所以外の場所に置かれ、かつ
利用者等が当該自転車等を離れてただちにこれを移動することができない状態です。

※撤去する際に、チェーンロック等を切断する場合がございますが、その責任は負いません。

返還 手続き	毎日午後1時から午後7時まで（12/29～1/3を除く）	
	自 転 車	1台につき 1,000円
	原動機付き自転車（50cc以下）	1台につき 2,000円

一時保管所
（下図参照）
一宮市栄4丁目6-16
☎ 0586-71-7100

